

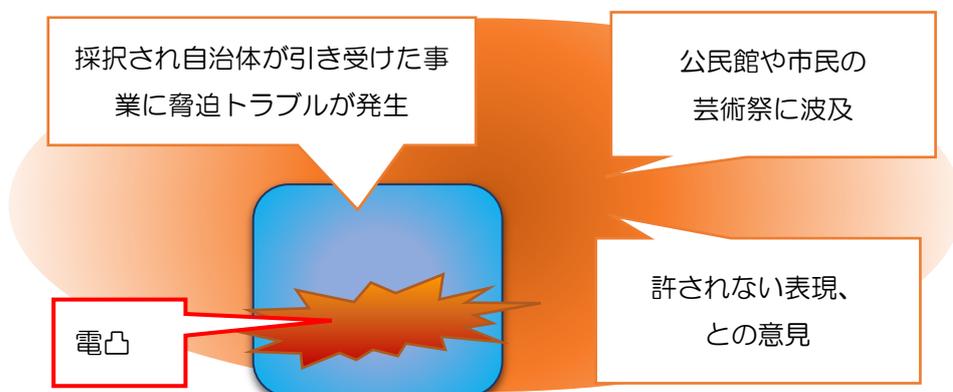
# 「表現の自由」と「芸術の自由」 ～「表現の不自由展・その後」を中心に考える

志田陽子 武蔵野美術大学

## はじめに

「あいちトリエンナーレ2019」の中の企画「表現の不自由展・その後」が、妨害などにより中止、  
⇒再開、⇒文化庁による補助金不交付決定。⇒社会問題に。

「あいトリ」問題は、初期消火ですめば「表現の自由」を出す必要のない事例だったのでは。  
しかし結果（類焼）として生じた問題は、社会に広く《表現の自由》問題を引き起こした。



萎縮の連鎖を止めて「表現の自由」をあるべき路線に乗せるための出口は。

## 1 抗議行動の法的限界

——「表現の不自由展・その後」の開催に対する妨害は、憲法の視点からどんな問題があるのか

### (1) 私人による抗議

原則：批判や抗議も「表現の自由」。⇒①開催者側で対応スキルを。②反省・検討の材料に。

例外：「公共の福祉」の観点から限度を超えた場合（憲法13条）＝他者の権利を侵害している場合、または「表現の自由」を成立させる環境を破壊する行為となっている場合。業務妨害、脅迫レベルの抗議については、「表現の自由」では保護されない警察マター。⇒開催者と警察の連携。

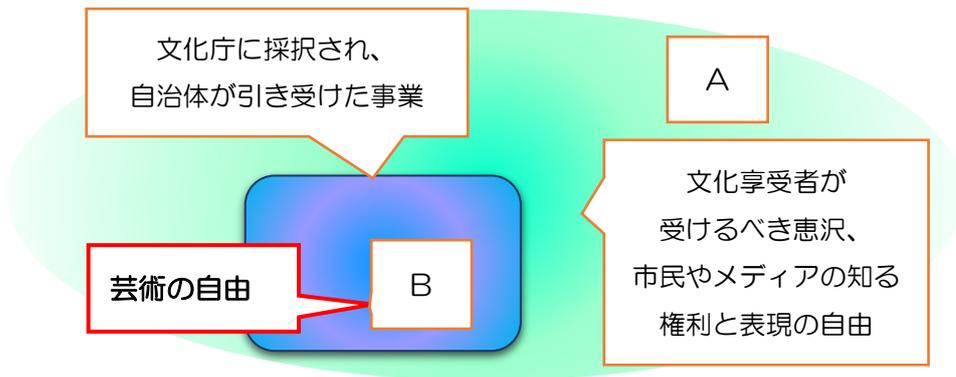
### (2) 公人による抗議

原則：私人として自己の選好を表現することは自由。公人としての発言については、法的制約はないが、公として請け負った事業について「副会長」「名古屋市長」など、決定権・予算執行権を持つ公人として排除・排撃の発言をすることは慎むべきだった（法的制約はないが職務上の責務から逸脱）。政策へ

の見解を述べること（自由）と、一度採択された事業の中の特定作品について排除・排撃の言葉を述べることは異なる。私人による妨害を助長する表現だった、といえる。

## 2 芸術における「表現の自由」と、「公」のスタンス

### (1) 一般社会の中の表現活動か、公的支援の中の表現活動か



(A) 憲法 21 条「表現の自由」は、通常、「国家からの自由」ないし「規制からの自由」。原則：一般社会での表現に、《公権力の関与お断り》と言える権利。

同条 2 項が禁止する「検閲」も、この局面での《公権力の関与禁止ルール》。

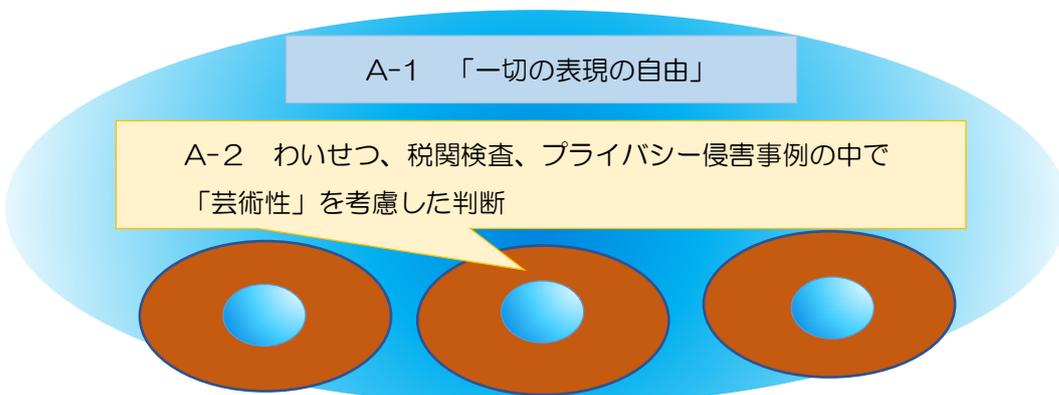
例外：「公共の福祉」に反する場合のみ規制に服する。具体的には、

- ① 私人間の権利の調整（プライバシー侵害、肖像権侵害、著作権侵害、名誉毀損など）
- ② 「表現の自由」の正常な環境の確保（ウィルス作成罪、ヘイトスピーチなど）
- ③（道徳の維持？）「わいせつ」など
- ④ 社会的弱者への配慮（有害表現、ヘイトスピーチなど）

(B) 「あいつり」は、「国家による支援」の中で起きた出来事。

「公」が支援という形で関与しつつ、なおかつ芸術の側に一定の自由が確保される。

### (2) 憲法 21 条「表現の自由」における「芸術の自由」(A の場面)



(A-1) 21 条「一切の表現の自由」の中に、芸術表現の自由も当然に含まれる。

(A-2) 裁判理論として：規制を阻却するための法理。問題となった作品の芸術性を考慮して法の適用を免れる、という場面。

☆（志田の考え）次に見る、「支援の中での自由」についても尊重・参照されるべき。とくに一度採択された後に中止や補助金取り消し、補助金不交付の理由とされる場合には、「そのような不利益変更の対象とするべきではない」との対抗理由として参照されるべき。

### (3) 公的助成を受ける事業としての芸術祭、自治体主催の美術展など（Bの場面）

#### 文化芸術基本法の理念



#### 「文化芸術基本法」(前文から抜粋)

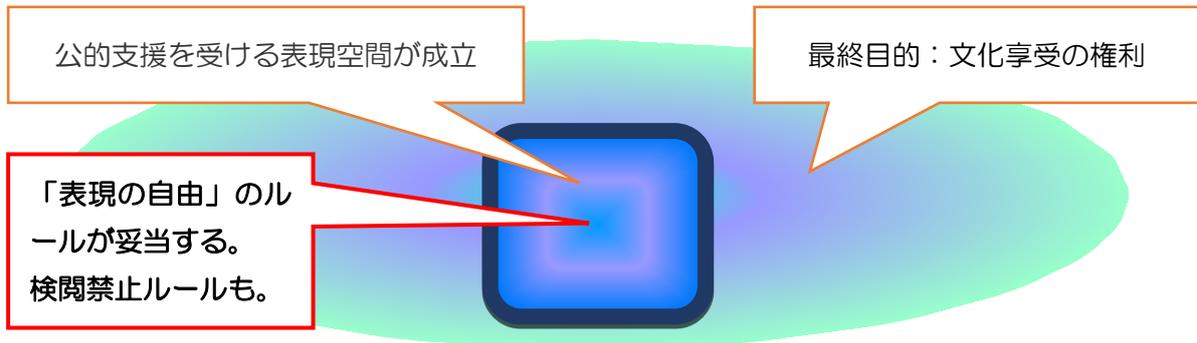
- ・自然権的理解——文化芸術にかかわることを、国家以前の人間の当然の営みとして認識
- ・芸術の固有の意義と価値——創造性、相互理解、相互尊重、多様性、平和への寄与
- ・芸術が寄与しうる社会的価値——自己認識の基点、文化的伝統を尊重、活力ある社会の形成
- ・法制度の役割、課題——文化芸術の基盤の整備及び環境の形成。
- ・文化芸術により生み出される様々な価値を生かし、文化芸術を促進すること。
- ・支援のさいの理念、心構え——文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重しつつ、文化芸術を国民の身近なものとしていくこと

#### この法律を支える憲法上の骨組み

- ・日本国憲法は、「芸術支援」については明文では何も言っていない→許容。
  - ・「文化享受の権利」や「表現の自由」に対して、下から支えるインフラ支援であれば、憲法の目指す方向に合致。文化享受の権利（13条「幸福追求権」）、「表現の自由」（21条）に資する方向。
  - ・公金を支出することについても、25条「健康で文化的な…」という言葉から見て、支援には憲法上の根拠がある。公が協議に入っていれば憲法89条違反ともならない。
  - ・26条「教育を受ける権利」：国民の文化教養の充実をはかるための政策は、望ましい方向。
- ・政策決定者を拘束する規範はあるか——・国・自治体の政策に任せられる。
- 活動者が、特定の企画を採択してもらう権利（請求権）を持っているわけではない。
- 政策決定者と行政担当者を拘束する規範は、公正性（私物化禁止）+説明責任
- ただし、いったん採択した事業については、この法律の理念を遵守することが求められる。
- ・政策決定後の行政は、この法律と、決定された事業内容への誠実な実現が「公務」。

## 「芸術の自由」＝「文化芸術基本法」上の「表現の自由」ルール試論

「文化芸術基本法」（前文）を手がかりに



### 3つの層で考える。

(b-1) 個々の表現活動者——個々の参加者、企画者、芸術監督

「公」は、表現活動者の自発性を損なう表現の強制・表現の遮断（検閲）を行ってはならない。

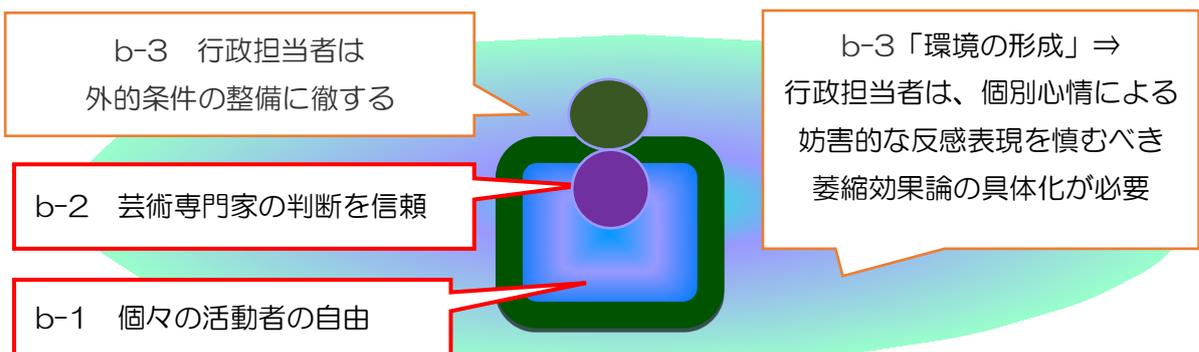
(b-2) 芸術系専門家——芸術監督や審査員など。

芸術的内容に関する審査や展示方法の選択については、公権力担当者ではなく、芸術系専門家が関与する。この《自律》を信頼・尊重することが「アームズ・レングスの原則」と重なる《芸術の自由》。

「公」は、上記の信頼関係を破る内容介入をしてはならない。

(b-3) 「公」はそこに成立した《芸術の空間》を全体として守る（個々の作品、ではなく）。

(b-2) (b-3) の役割分担が公務担当者と文化享受者に正しく理解されれば、「自治体ないし国がその作品を推奨するメッセージを発信したことになる」という「公益上」の心配は、不要となるはず。



### 求められる「中立」は、行政の中立であって、芸術の中立ではない

「行政の中立」：行政は本来、一般市民の表現活動（民主主義）を支える立場（公民館、図書館）

行政の「政治的中立」の意味：議会に対して：現行法の遵守、議決された施策の誠実な執行。

一般市民に対して：自由な民意表明を一定の政治的見解や価値観へと囲い込まない（自制）。

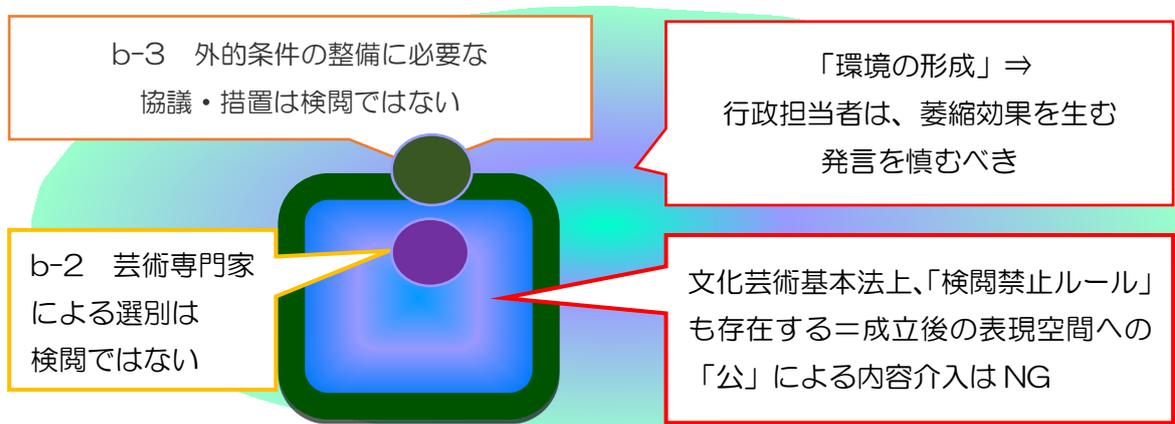
・美術館・芸術祭の場合——審査・選別はある。この選別が「政治的中立」であるためにこそ、政治権力担当者が介入せず、専門家の判断を信頼する（アームズ・レングス）原則がある。

### 3 「検閲」該当性 「表現の不自由展・その後」に対する監督官庁の対応は検閲に該当するか

#### (1) 憲法 21 条 2 項「検閲」

- ・最高裁の定義からすると、今回の展示中止は「検閲」には当たらない。
- ・抜き身の憲法 21 条 2 項の「検閲」と断じることの危険 ⇒「公の関与を拒否」 ⇒政策決定者が「では文化芸術支援そのものを、今後、行わない」と決定したとき、それを飲むしかない
- ・その前に、文化芸術支援の法制度を生かす理論構成を…（前述の提案）。⇒文化芸術基本法の中に組み込まれた「表現の自由」のルールの一環として、すでに採択された事業について、後から表現内容を理由として公権力が審査的に踏み込むことは許されない（それは芸術審査員の権限）
- ・この文化芸術基本法の趣旨の中に、「検閲の禁止」ルールを読み込むことは可能であり必要。

(2) 萎縮効果 予算執行の権限を持つ者が、芸術的価値判断に踏み込む発言をすることの社会的権力性を考えると… ⇒法的意味で「萎縮」の理論化が必要。



### 4 開催者側に関する論点

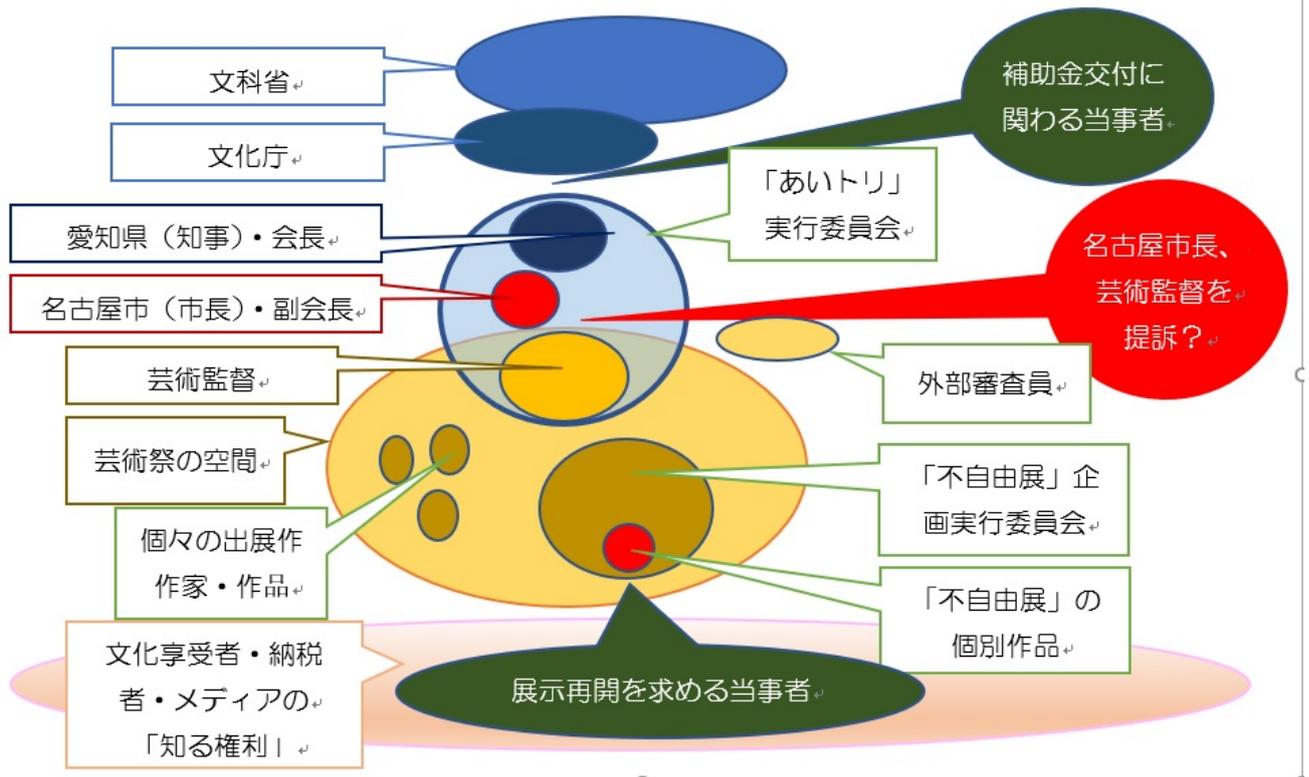
検証委員会（最終回）の報告を待ちたい。

ここでの当事者は、「あいちトリエンナーレ 2019」実行委員会、芸術監督、「表現の不自由展・その後」実行委員会、そして個々の出展者。

- ・過剰な抗議に対する対応のあり方、警察の対応のあり方（検証委員会の報告を待つ）
- ・主催者トップ（会長、副会長レベル）を行政の長が兼ねることの問題
- ・主催者トップは企画内容をどこまで把握する必要があるか（芸術監督や各企画団体、各出展者にどこまでの裁量が認められるか）
- ・開催決定者側の一部構成員が内容への批判・抗議を行ったこと
- ・芸術監督の二面性：行政に対しては芸術家側の代表、個々の作家にとっては行政に近い決定権者。トラブルがあったとき、外的条件と内容面との両方を芸術監督の責任とするのは無理ではないか。

## 当事者（開催者、公的機関、出展者など）一覧図

誰の権利が問題となっているか、誰と誰が衝突しているか の参考に



## 5 さいごに:芸術における「表現の自由」を守るために

### (1) 法的なルート 文化芸術基本法と憲法の中の、有効なルール、指針

採択と選別については、法的権利義務関係はなく、政策に任されるが…

いったん採択された文化事業や芸術祭が、中止・取り消しとなる場合は…

→採択が決まった後は、活動者は、補助金の支出を信賴して表現活動を行う。活動の足場を奪うような補助金取り消しは、やむをえない理由がないかぎり、行うべきではない。

些細な不備⇒開催後の努力で治癒できるものについて、開催そのものを潰す処分は NG

・行政ルート（啓発） 法令を理解し遵守してもらうこと、手続きルールの見直し（形式的合法性よりも、本来の理念、趣旨を）、「公益性」概念に関する議論、不利益変更に関する「適正手続き」ルールの確認

⇒ 研修などを通じて、文化芸術に関心を持つ行政職員への啓発活動など

⇒ 芸術系の大学出身者からの公務員採用

・行政ルート（不服申し立て）（現在、大村愛知県知事が手続き中）

・裁判ルート：通常の「表現の自由」問題に比べて、法的解決のハードルは高い。が

上記の法ルールの中でとくに重要なものについては、裁判規範性を認めていく努力が必要

⇒ 不利益を受けた開催者、表現者が裁判を起すなど

## (2)ルール形成の必要が… 補助金による表現内容の操作を禁止するルールが必要

- ・あいつりに対する、文化庁の補助金不交付決定。理由は、補助金申請者が、会場の安全を脅かす重大な事実を認識していながら、文化庁に申告しなかったため。
- ・補助金適正化法に依拠した説明。より重要な文化芸術基本法には言及なし。
- ・補助金は、表現活動の成否を決定的に左右する「基盤」。
- ・支援をしないことは、《検閲と統制》と類似の効果を持つ。恣意を防ぐルールが必要

## (3)民主過程、社会過程

一般の「表現の自由」と異なり、

文化芸術支援を受ける権利は、政策上採用された権利であって、憲法上の権利とまでは言えない。

だからこそ、民主過程の中での市民の理解、議員の理解が必要。

言論のルート：言論人による「自由」の擁護。

市民の「芸術の自由」への理解の醸成。(不寛容な社会の克服、文化戦争の克服、共存の思考)

↑

このためにも「表現の自由」が確保されている社会環境が必要だが、ジャーナリズム・学術の領野でも、「表現の不自由」が進行。最終的にはこうした言論環境全般の基礎体力低下について問題を直視する必要がある。

(従軍慰安婦問題や天皇制に関するアレルギー反応は、日本が負の歴史に向き合えない社会になっていることの証左か)

## 主要参考文献 (順不同) (「表現の自由」の総合的解説を除く)

- ・横大道聡『現代国家における表現の自由——言論市場への国家の積極的関与とその憲法的統制』(弘文堂、2013年)
- ・川岸令和「表現の事前抑制と検閲」駒村圭吾・鈴木秀美編著『表現の自由1 状況へ』(尚学社、2011年)
- ・蟻川恒正「政府の言論の法理」駒村圭吾・鈴木秀美編著『表現の自由1 状況へ』(尚学社、2011年)
- ・成原慧「制度としての美術館、あるいは表現の「場」と媒介者」北田暁大ほか編『社会の芸術／芸術という社会』(フィルムアート社、2016年)
- ・奥山亜喜子「憲法上の基本権としての『芸術の自由』成立史」(女子美術大学研究紀要、2013年)
- ・杉原周治「国家による芸術支援と憲法」駒村圭吾・鈴木秀美編著『表現の自由1 状況へ』(尚学社、2011年)
- ・阪口正二郎「芸術に対する国家の財政援助と表現の自由」『法律時報』74巻1号(2002年)、
- ・中村美帆「文化政策と法」小林真理編著『文化政策の現在3 文化政策の展望』(東大出版会、2018年)、
- ・小島立「現代アートと法——知的財産法及び文化政策の観点から」知的財産法政策学研究36号(2011年)
- ・クラウス・シュテルン「講演 ドイツ憲法における芸術と学問の自由」(早稲田大学比較法学46巻2号、2012年)
- ・若林朋子「進化を迫られる芸術文化助成」小林真理編著『文化政策の現在3 文化政策の展望』(東大出版会、2018年)
- ・愛敬浩二「公立美術館の利用と政治的中立性」阪口ほか編『なぜ表現の自由か』(法律文化社、2017年)
- ・小倉利丸「芸術における表現の自由——美術館による作品処分とグラフィティの「犯罪化」をめぐる所有権との相克」駒村・鈴木編著『表現の自由II』(尚学社、2011年)

## この問題に関連する拙稿（本報告の下敷きとなっている論説）

単行本

- ・『「表現の自由」の明日へ』（大月書店、2018年）
- ・『あたらしい表現活動と法』（武蔵野美術大学出版局、2018年）
- ・冊子『芸術と法』（武蔵野美術大学造形研究センター2008-2012 成果公開冊子、2013年）

論文・論説文

- ・「文化芸術における自由と公共性——芸術の萎縮と私物化に「NO」というために」ジャーナリズム（朝日新聞社）2019年11月号
- ・「文化芸術支援の自由と中立 -- 公は《芸術の空間》を守るのが仕事」ジャーナリズム 2019年10月号
- ・「芸術の自由と行政の中立」議会と自治体 2019年10月号
- ・「《芸術の空間》と共存社会」世界 2019年9月号
- ・（判例解説）「写真集の輸入と税関検査——メイプルソープ写真集事件」有斐閣別冊ジュリスト 241号『メディア判例百選（第2版）』（2018年12月20日発行）126-127頁
- ・「社会教育と表現の自由（9条俳句公民館便り不掲載事件）」TKC ローライブラリー『新・判例解説 Watch 憲法 No.136』文献番号 z18817009-00-0113615（2018年1月12日掲載）
- ・「地方自治体と市民の基礎体力：「集会の自由」の意味を考える」議会と自治体 234号（2017年10月）pp.80-90.
- ・「表現内容に基づく規制：わいせつ表現・差別的性表現を中心に」阪口正二郎・毛利透・愛敬浩二編『なぜ表現の自由か——理論的視座と現況への問い』（法律文化社）（2017年6月）pp.64-79.
- ・「芸術表現の自由と憲法上の「表現の自由」」北田暁大・神野真吾・竹田恵子編『社会の芸術／芸術という社会 社会とアートの関係、その再創造に向けて』（フィルムアート社、2016年12月25日発行）
- ・『「芸術の自由」の諸相と憲法』論究ジュリスト 19号（有斐閣、2016年11月発行）・
- ・「表現の自由とマルチカルチュラルリズム」駒村圭吾・鈴木秀美編『表現の自由Ⅰ・状況へ』尚学社刊、2011年（p493 - 528）

プロフィール

志田陽子 しだ・ようこ SHIDA, Yoko

武蔵野美術大学 造形学部教授（憲法、芸術法）、

学位：博士（法学）（論文博士、早稲田大学）。

教育分野：教職課程向け「日本国憲法」。美術系表現者のための法学全般（憲法、著作権法、人格権論、メディア法、学芸員資格にかかわる法規、文化芸術支援政策にかかわる法規など）。

研究分野：「表現の自由」、「芸術の自由」、文化的衝突をめぐる憲法問題。

市民向け活動：映画、音楽、美術など、文化から憲法を考える市民向け講演活動を行っている。